

⚠️【重要】 農業者の皆様へ「野焼き」のルールと火災防止のお願い

農業を営む上で行われる稲わらや剪定枝の焼却は、法律（廃棄物処理法）の例外として認められていますが、「何を燃やしても良い」「いつでも燃やして良い」わけではありません。

地域の安全と環境を守るため、以下のルールを必ず遵守してください。

🔥 1. 焼却して良いもの・悪いもの

🟢【OK】 やむを得ないもの

稲わら、農作物の残渣（ざんさ）、剪定枝、刈り取った雑草など。

🔴【絶対NG】 罰則対象

廃プラスチック類（マルチ、肥料袋、苗トレイ、散水ホース）、廃タイヤ、家庭ゴミ、農機具の破片など。

※注意：農業資材であっても、プラスチック類を焼却すると「不法焼却」として5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

🛑 2. この状況では焼却を中止！

⚠️ 強風時・突風の恐れがある時

（火の粉が飛び、火災の原因になります）

⚠️ (市町村) 林野火災注意報・警報の発令時

（周囲の枯草に引火しやすくなります）

⚠️ 夜間や早朝の時間帯

（視界が悪く、火の回りに気づくのが遅れます）

📄【義務】 火災予防条例の届出

項目：「火災とまぎらわしい入火の届出」

届出先：管轄の消防署（または出張所）

目的：消防車の誤出動防止の他、消防から「正しい火の取扱い」や「危険時の中止・延期」の指導を受けるため。

🔥 3. 焼却を行う際の「5つの約束」

少量ずつ燃やす：

一度に大量に燃やさず、火の勢いをコントロールしてください。

消火準備を徹底する：

バケツ、水槽、消火器などを必ず横に置いてください。

その場を絶対に離れない：

火が完全に消えるまで、必ず監視を続けてください。

周囲への配慮：

煙や臭いが住宅街に流れないように、風向きや時間帯を考慮してください。

日没までに終わらせる：

暗くなる前に、完全に消火したことを確認してください。

🔥 4. 火災を起こしてしまった場合



もし火が燃え広がり、自力での消火が困難だと判断した場合は、ためらわずに「119番」へ通報してください。

※火災を起こして他人の財産（山林や建物）を焼失させた場合、失火罪に問われるほか、多額の損害賠償責任が発生することがあります。

お問い合わせ



徳島県 危機管理部 消防保安課
088-621-2282